

6高支課 第1627号  
令和6年5月23日

計画相談支援事業所 管理者様

相模原市高齢・障害者支援課長

### 障害福祉サービス介護給付費支給決定基準の改正について（お知らせ）

日頃より、本市の福祉行政に御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年4月から運用を開始しました「相模原市障害福祉サービス介護給付費支給決定基準」については、国の国庫負担基準の改正を受けて、一部改正を行いましたのでお知らせします。

改正内容については、障害福祉情報サービスかながわに掲載しておりますので御確認ください

新基準は、令和6年6月1日以降の申請受付分から適用となりますので、同日以降の申請に係るサービス等利用計画の作成に当たってご留意くださいますようお願ひいたします。

#### 1 今回の改正における主な変更点

- ・各サービスの支給基準時間の変更
- ・一部文言の修正

※運用方法に変更はありません。

#### 2 改正後の基準の施行日 令和6年6月1日

※令和6年5月31日までの申請受付分については、現行の支給決定基準が適用されます。

#### 3 掲載先

障害福祉情報サービスかながわ（通称：らくらく） 書式ライブラリ内

「4. 相模原市からのお知らせ」→「15. 支給決定基準」

[https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L\\_Result2.asp?category=209&topicid=13](https://www.rakuraku.or.jp/shienhi/liblary/L_Result2.asp?category=209&topicid=13)

以上

<担当課>

高齢・障害者支援課 障害認定・給付班

電話 042-769-8272

FAX 042-769-5708